

実績報告書の記載について

1 報告対象の期間

- ・報告対象の期間は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までです。
- ・廃止等の理由で現在許可のない方も、上記の期間に許可を有していた場合は、報告書を御提出ください。

2 廃棄物の種類

電子マニフェストの分類を基にしています。記入項目リストの中から選んで下さい。

×→「蛍光灯」「廃パソコン」「建設廃材」「安定型廃棄物」など

○→「廃プラスチック類」「金属くず」「がれき類」など

3 搬入元所在地

- ・廃棄物の種類ごとに、都道府県および本市別に御記入ください。
- ・同一搬入元で、同一種類、同一処分方法のものは一括して御記入ください。

4 処分量

- ・トン(t)表記で、小数点以下第3位を四捨五入して御記入ください。立米からトンへの換算率がわからない場合は、裏面の係数表をお使いください。

×→「100本」「250m³」「15台」など

○→「20t」「8.75t」など

- ・処分実績がない場合は、産業廃棄物の種類に「実績なし」と記載し、御提出ください。

5 処分方法

- ・許可を得ている産業廃棄物の処分方法で御記入ください。（「破碎」「溶融」など）
- ・一つの品目に処分方法が複数ある場合は、一つの記入欄にまとめて分けてご記入ください。なお、一つの廃棄物に対して複数の処分を行う場合は、主たる処分を記載してください。

6 搬入量管理方法

- ・処分場において、搬入量をどのように管理しているか選択してください。

7 中間処理後物搬出内容報告書について

- ・再生利用や売却も含めたすべての中間処理後物について、搬出量と搬出先所在地、搬出先での処分内容を御記入ください。
- ・二次処理委託した場合は、二次マニフェスト記載の処分内容を記載してください。

☆ 立方メートル (m³) からトン (t) への換算係数表

廃棄物の種類	換算係数
燃え殻	1.14
汚泥	1.10
廃油	0.90
廃酸	1.25
廃アルカリ	1.13
廃プラスチック類	0.35
紙くず	0.30
木くず	0.55
繊維くず	0.12

廃棄物の種類	換算係数
動植物性残さ	1.00
ゴムくず	0.52
金属くず	1.13
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	1.00
鋳さい	1.93
がれき類	1.48
ばいじん	1.26
廃石綿等	0.30
廃水銀等	13.57